

國學院大學學術情報リポジトリ

宇佐宮神社年中行事の成立過程に関する一考察：
節日行事と大宰権帥との関わりに焦点をあてて

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 鈴木, 聡子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001979

宇佐宮神社年中行事の成立過程に関する一考察

―節日行事と大宰権帥との関わりに焦点をあてて―

鈴木 聡子

要旨

本稿では、古代より国家祭祀に重要な役割を果たしていた宇佐宮を対象として節日行事の成立過程に関する考察をする。平安時代中期以降、神社年中行事の中で節日行事が盛んに行われるようになる。この神社における節日行事が、どのような背景によって成立するのかを説明していくことを本稿の目的としている。

宇佐宮の節日行事の成立過程には、大宰権帥の藤原経通がかかわっており、またこの人物は、同時期に天満宮安楽寺においても節日行事を創始していた。

十世紀後半以降の大宰府は、変質期にあたり、権帥への各方面からの愁訴が行われやすい状況となっていた。大宰権帥への愁訴は、権帥達にとって脅威として感じられていた。経通が権帥として大宰府に赴任するとしても、大宰府官人や周辺国司、更には天満宮安楽寺や宇佐宮との間に緊張関係があった事が推測できる。

このような状況下で、大宰権帥として国家の職務をいかに円滑に遂行する体制を作るかが、大きな問題であった。そのため、度々、大宰権帥や大式に対し愁訴を起こしていた天満宮安楽寺や宇佐宮に対し、節日行事の創始あるいは節日行事のための荘園寄進など、恒例の年中行事として行うためのシステム作りを推し進めたと考えられる。その一つの表れが、宇佐宮の節日行事である事を導き出した。

キーワード

宇佐宮、節日行事、大宰権帥、藤原経通、天満宮安楽寺

はじめに

古代より朝廷において、季節の節目を祝す日である「節日」に節日行事が行われていた。養老雜令四十諸節日条には「正月一日、七日、十六日、三月三日、五月五日、七月七日、十一月大嘗日皆為節日」と節日が規定されている。また、平安時代の儀式書『内裏式』には、元正会・七日会式・十六日踏歌式・上卯日献御杖式・五月五日観馬射式・七月七日相撲式・九月九日菊花宴式・十一月新嘗会式など、雜令節日条にそった儀式が節日としてあげられており、以後、平安時代を通して継承されていった。

平安時代から中世において、神社の中心的存在であった二十二社を対象に、神社年中行事書を読み解いていくと、節日行事が神職組織の序列化や秩

序維持を確認する機能を果たす行事として、また、年間を通して最も大きな行事として行われている例がみえ、この節日行事が重要な行事として位置づけられていた事がうかがえる¹⁾。

その一例として春日社の節日行事の成立過程を考察したところ、康和元年（一〇九九）～長治二年（一一〇五）の間に、撰関家・氏長者によって創始され、その背景には、撰関家・氏長者の社会的背景と年中行事観が色濃く反映されていた事をすでに論じた²⁾。

神社の節日行事に関しては、従来研究が進んでいなかったといえるだろう。しかしながら、神社の節日行事の成立過程を明らかにすることは、平安時代以降の神社祭祀の実態を解明することに繋がる極めて重要な問題といえる。

本稿では、古代より、国家祭祀と深い関わりをもつ豊前国宇佐宮に焦点を

あててみていきたい。宇佐宮は、天皇の一代一度の大神宝使をはじめ、天皇の即位報告や、三年（もしくは四年）に一度、宇佐宮に告げ奉幣するため恒例として朝廷より宇佐使を派遣されてきた。また、臨時には国家変異などに際して祈願使を派遣するなど、国家祭祀のなかで重要な役割を担ってきた。このように国家祭祀の主要な存在として位置づけられる宇佐宮において、節日行事の成立過程に関してはどのような背景が見えてくるのか考察をしたい。

第1章 宇佐宮の節日行事について

(1) 初見史料について

宇佐宮で節日行事が執り行われている事のうかがえる初見史料として、鎌倉時代前期の成立とされる『八幡宇佐宮御神領大鏡』の以下に示した記事をあげることができる。

豊前国（中略）築城郡（中略）

「當郡内御供田事依_二国司訴_一保延七宰府問云」

「一管築城郡公田五十町無_二指鑑文_一号_二御供田_一、任_レ意掠募事

同神官云、依_二国司之訴_一所_レ被_レ仰下_一也、陳申如何、

神官等申云、件御供田者、以_二永承二年_一、帥權中納言藤原卿御任_レ

始_天年中五箇度節供料_二五丁_一被_レ奉_レ免之後、代々国司毎任被_レ奉_レ

寄_二五丁_一之間、已所_レ及_二五十丁_一也、而其時国司、以_二五十丁_一之起

請_二奉_レ免_一之、檢田馬上之時、取_二除之_一所_レ不_レ載_二祖帳_一也、任_レ意

天非_二押募_一申、任用等申云、先例祖帳_二所_レ除来_一也、仍不_二勘返_一、

而今国司被_二訴申_一条、子細_二所_レ不_二知給_一也土申、

豊前国国司は、築城郡の公田五〇町について、たいした鑑文も無いにも関わらず、御供田と号しているのは、宇佐宮が都合よく築城郡の公田五〇町を神社の御供田としているのではないのかと訴えている。

しかしながら、宇佐宮側の神官らの言い分によると、永承二年（一〇四七）に大宰帥藤原卿が年中五箇度節供料として五町を宇佐宮に寄進して以降、代々の国司が任じられる毎に各々が五町ずつ寄進していき、次第に五〇町に至ったとする。このような事により、時の国司は五〇町に対し起請をもって免じたため、馬上での検田の際、租帳（台帳）にこれらの土地を記載しなかった。

これらの経緯により、宇佐宮の神官は、国司が訴えるような宇佐宮の意に任せて五〇町をかすめ取ったわけではないと主張した。

大宰府の任用らの見解は、築城郡の公田五〇町の土地は、宇佐宮の神官らが主張する経緯から理解できるように、先例に倣って租帳から除いて来た所であるとする。今回、国司の訴えた事は、国司が子細を知らなかっただけの事によるものであると結論づけ、大宰府側は、宇佐宮の主張を支持していることがうかがえる。

この史料において、傍線部にみえるように、宇佐宮に五箇度節供料のために永承二年に大宰帥が五町を寄進している事に着目したい。

そもそも宇佐宮の神社年中行事書には、平安時代に編纂された『宇佐宮年中行事案』をはじめとして、鎌倉時代に編纂された『宇佐宮寺年中行事一具勤行次第』『宇佐宮寺神事仏事次第』や、室町時代に編纂された『年中月並御神事』『宇佐宮齋会式』などがある。

平安時代の宇佐宮の年中行事書からは、永承二年に行事料のために寄進された五箇度節供に関連する行事は見る事が出来ない。一方、鎌倉時代以降の神社年中行事書には、正月一日・三月三日・五月五日・七月七日・九月九日に五度の節供行事が行なわれている記述を確認できる。このことから、節日行事が、平安時代から鎌倉時代の間に恒例神社年中行事として確立してい

く事を指摘することが出来るだろう。宇佐宮の節日行事の初見史料としてあげた『八幡宇佐宮御神領大鏡』に記された永承二年頃とは、宇佐宮の節日行事の成立過程に重要な時期にあたると考えられる。

宇佐宮における節日行事の成立過程を考察するにあたり、次項では、まず鎌倉時代以降に恒例の神社年中行事として確立し行われていた時期の節日行事の構造と性格の実態を明らかにしておきたい。

(2) 宇佐宮の神社年中行事書から見る節日行事の構造

鎌倉期以降に編纂された宇佐宮の神社年中行事書から、節日行事に関する記載を確認できる事は、別表1からも示されているが、このうち、室町期に編纂された『宇佐宮齋会式』は最も詳細に行事の内容をみる事が出来る史料である。

ここでは、節日行事の一つである正月朔日の次第を、『宇佐宮齋会式』正月朔日条「一朔日白散、御酒奉レ備事」より確認することで、宇佐宮における節日行事の構造を見ていきたい。

已刻、諸官参_二会御炊殿_一、先御供所神人昇_二御供御唐櫃_一於_二申殿東妻_一緯愁、後女官御殿参之由祝令_二告申_一之時、女禰宜忌子并大宮司已下祠官_{人数不足官人代之時、参}参_二于殿_一別奉_レ備_二進白散_一、_{国衛進内三本、岩崎庄御稻分米内一斗五升}次祝奏_レ祝、其間三人御杖人面面捧_二御幣_一、_{紙三貼御倉進}蹲_二踞神前_一、祝後御杖人役入_二御幣於三所神殿所_一奉_レ押_二立御戸_一也、次各着_二本座_一酒坏、_{白散、御酒餘散}一度坏酌之役、大宮司、権大宮司、擬大宮司之前者、少宮司、神主、宮掌、手長、権擬大宮司者、神主、宮掌勤、少宮司、神主者、宮掌執之、女禰宜之酌者、神主執之、忌子者、宮掌執之、惣檢校已下弁官、官人代者、本司勤之、

節日行事の当日（正月朔日）は、已刻に、御炊殿において、諸官達が参集

表1 節日行事の次第

式次第	神職
参 _二 会御炊殿 _一	諸官
昇 _二 御供御唐櫃 _一 於 _二 申殿東妻 _一 緯愁	御供所神人
参 _二 于殿 _一 別奉 _レ 備 _二 進白散 _一	女禰宜・忌子・大宮司已下、祠官
奏祝	祝
捧 _二 御幣 _一 蹲踞 _二 神前 _一	三人御杖人面面
入 _二 御幣於三所神殿所 _一 奉 _レ 押 _二 立御戸 _一 也、	御杖人役
各着 _二 本座 _一 酒坏	

(『宇佐宮齋会式』正月朔日条、「一朔日白散、御酒奉レ備事」より作成)

表2 酒杯の坏酌役

酒杯を受ける側	大宮司 権大宮司 擬大宮司	権擬大宮司	少宮司 神主	女禰宜	忌子	惣檢校已下、弁官・官人代
坏酌役	少宮司・神主・宮掌・手長	神主・宮掌	宮掌	神主	宮掌	本司

(『宇佐宮齋会式』正月朔日条、「一朔日白散、御酒奉レ備事」より作成)

することから始まる。まず、御供所神人が御供御唐櫃を昇いで申殿の東妻において準備を終える。その後に、女官が御殿に参る事を祝に告げ申す時、女禰宜・忌子・大宮司以下の祠官達が各殿に白散を備進し奉り、祝が祝詞を奏上する。この祝詞奏上の間、三人の御杖人らが各々御幣を捧げるために神前に蹲踞する。祝詞奏上の後、御杖人役は御幣を三所神殿所に入れ、御戸を押し立てて奉る。これら一連の次第が終了した後、諸官は本座に着き、次いで酒杯を執り行う。(表1参照)

酒杯の作法は、宇佐宮の神職組織の高い順から行われる。大宮司・権大宮司・擬大宮司の座の前に、少宮司・神主・手長が参り酒杯役を行う。権擬大宮司は神主・宮掌が勤め、少宮司・神主は宮掌が、また女禰宜の酌は神主が

執り、忌子は宮掌が執り、惣檢校以下弁官・官人代は本司が坏酌役を勤めている事がうかがえる。

表2で示した通り、史料の中でみえる酒杯の式次第は、神職の地位・序列によつて各々着座し、また、坏酌役が決められていた事がここから見えてくる。

宇佐宮の神社年中行事書からは、仏教色の濃い行事で構成されている事が特色としてあげられ、大部分の行事では、僧侶と神職の双方で行事を執り行っているが、^③節日行事に関しては、神職に限定して執り行っていた事がみられる。

このことは、節日行事が恒例の神社年中行事のうち、神職達のみで執り行う神職組織の結束を確認する数少ない神職のための行事として、また、酒杯の作法からも読み取れるように、神職組織の序列化・秩序維持を再確認する場として機能する性格を有していたと考えられる。^④

以上、宇佐宮の正月朔日の次第を例に節日行事の構造と性格についてみてきた。次に節日行事に公家や国衛が関わっていた事について考察していきたい。

(3) 宇佐宮節日行事と国衛・公家の関わり

『宇佐宮齋会式』には、正月朔日条の節日行事の際、「参于殿^①別奉^②備^③進白散^④、国衛進内三本、岩崎庄御稻分米内一斗五升、」と国衛から進められた白散が神前に供えられたことが述べられる。

また、正月朔日に行う節日行事に先立って、前日の十二月晦日条「晦日御供奉備以下事」に、以下の式次第を見ることが出来る。

以^①亥剋^②、女官并大宮司、祠官等、参^③于御炊殿^④、岩崎庄御稻十七束奉^⑤備、
則押^⑥立^⑦三所御戸^⑧、御杖人捧^⑨御幣^⑩三拜、祝者元日白散奉^⑪備之時、
可^⑫奏之間略之、次祠官等至^⑬于延座^⑭、御炊殿、門外有^⑮河祓^⑯、此間公家貢

進之屠蘇、白散、豊前国衛之送文并新曆番長執^①渡于惣檢校^②之時、惣檢校又持^③向于大宮司^④、其後又番長返給之、彼白散以^⑤元日^⑥被^⑦支配^⑧事、

十二月晦日の亥剋に、女官と大宮司、祠官達が御炊殿に参り、神饌を供える。次に三所の御戸に押し立てて、御杖人が御幣を捧げ、三拜し、次いで行う祝詞の次第は、元日に白散を備え奉る時に祝詞を奏するため、これを略していることがうかがえる。引続き祠官らが延座に至り、河祓を行う。

この間、「公家」の貢進による屠蘇・白散、豊前国衛の送文と新曆を番長が惣檢校に執り渡し、惣檢校はこれらを持つて大宮司の方に向き、その後、番長にこれらを返す。最後に「公家」が貢進する白散は、元日に分ける旨が記されている。

この十二月晦日の行事では、傍線部で示したように、祝詞は、正月元日の白散を奉る際に奏上するため晦日の祝詞は省略する事が記されており、十二月晦日行事が正月元日の節日行事の一連の行事として行われていることが理解できる。更に、式次第の中で、正月節日行事に奉る白散は、公家の貢進のものであった事が確認できる。

また、鎌倉期に編纂された神社年中行事書である『宇佐宮寺年中行事一具勤行次第』の十二月晦日条には、

御炊殿節供、

河祓、神官出仕、如^①常

豊前国貢^②進白散^③

とあり、元日に奉る白散は豊前国が貢進していたことが確認できる。

これらの事より、元日節日行事の式次第で最も重要な要素である神前に奉る神饌（白散）が、「公家」・国衛という公の機関からの貢進物であることに、

節日行事が官的（公的）行事としての性格を有していることが理解できる。^⑤

以上の事から、宇佐宮における節日行事は、式次第の流れから、神職組織の結束の場と秩序維持・序列化の役割を果たす神職のための行事としての性格がうかがえる一方で、それが同時に官的（公的）な行事でもあるという構造が見えてくるのだ。

（4）宇佐宮の節日行事に関わる大宰権帥

宇佐宮における節日行事の式次第を分析することによって、節日行事の性質を見てきたが、そもそも、この節日行事は、どのような目的で誰が宇佐宮に創始したのだろうか。

この問題を考える際に、まず、宇佐宮の節日行事の初見史料で登場する永承二年に五節供料を初めて宇佐宮に寄進した大宰帥藤原經卿に着目して考えていきたい。当時の大宰帥は特に任命されていないことから、ここで示されている大宰帥は大宰権帥であると考えられる。

永承二年頃の大宰権帥は、『公卿補任』によると、

後冷泉天皇
寛徳三年 権中納言正二位藤原經通^{六十} 二月二十六日兼大宰権帥、

とあり、寛徳三年（一〇四六）に権中納言正二位の藤原經通が大宰権帥として就任している。さらに、この人物の任期を『公卿補任』からみていくと、

後冷泉天皇
永承五年 権中納言正二位藤原經通^{六十} 治部卿、大宰権帥、五月日辞帥入京、

として、永承五年（一〇五〇）に大宰権帥を辞するまで、藤原經通が大宰権帥の職に就任していたことがうかがえることから、永承二年の宇佐宮の五節供料として寄進した藤原經卿は藤原經通であることが理解できる。

この大宰権帥藤原經通という人物に焦点をあててみると、興味深い事に、

大宰権帥に任じられた年の永承元年（一〇四六）に天満宮安楽寺においても節日行事である五節供の創始を行っていることが見えてくる。次章では、天満宮安楽寺の節日行事と大宰権帥に関してみていきたい。

第2章 大宰権帥藤原經通と天満宮安楽寺の節日行事について

（1）天満宮安楽寺年中行事における創始の特色

天満宮安楽寺における中世の年中行事の実態をうかがえる年中行事書として、鎌倉期に編纂された『天満宮安楽寺草創日記』が挙げられる。この史料には、各方面の人々からの莊園の寄進、建物建立や修理などの際の寄進の実態、また各行事がどの時期に誰によって創始されたのが記載されており、天満宮安楽寺の行事の成立過程をうかがい知ることが出来る。

表3に示した通り、天満宮安楽寺の年中行事は、安楽寺側の主導で創始された行事と、大宰府官人（大宰権帥・大貳）によって創始された行事の二種類に大別することができる。（表3参照）

天満宮安楽寺側が創始した行事は、法華会・大乘講・法華千部会などの仏教行事が多い。一方、大宰府官人が創始した行事は、曲水宴・残菊宴・内宴・七夕・五節供など、当時朝廷行事として行われていたものが多い事が特色としてあげられる。

天満宮安楽寺の年中行事書からは、大宰府官人が創始した行事の詳細な内容までは見ることができないが、大貳小野好古が創始した残菊宴の行事の様子が以下にあげる『本朝文粹』康保元年（九六四）十月条にうかがえる。

初冬陪菅丞相廟同賦籬菊有残花

源相規

夫菅丞相廟者、在西府東北二三許里矣。廟立之後、六十余廻。星霜推移、莓苔之色弥厚、春秋雖改、松柏之声常寒。到此何人能緩情

感_レ者哉。元年十月、都督相公、率_二一府之群僚_一、命_レ合_二宴於其下_一。蓋改_二彼仲春射鵲之礼_一、以展_二初冬翫菊之孤_一也。仙籬景暮、孤叢花殘。映_レ沙而留、先驗_二貞心於嚴霜之底_一、擅場以立、遂知_二頸節於疾風之中_一。宜下宛_二廟堂之莊嚴_一、不上比_二俗境_一之行客墮_二淚於峴山之雲_一。時代雖_レ殊、意趣惟_一一者也。相規廊下旧生、管内愚吏。恐陪_二仙洞之末席_一、敢獻_二鄙野蕪詞_一云爾。

表3 天満宮安楽寺の年中行事の成立年代と創始者

行事名	成立年代	大宰府官人	寺社側	備考
曲水宴	天徳2年 (958)	小野好古 (大式)		
残菊宴	康保元年 (964)	小野好古 (大式)		
六庚申	康保元年 (964)	藤原佐忠 (大式)		
法華会	天元2年 (979)		別当松寿	
内宴	長徳元年 (995)	藤原有国 (大式)		藤原佐里か？
七夕	永承元年 (1046)	藤原経通 (権帥)		
二季勸学会	永承元年 (1046)	藤原経通 (権帥)		
五節供	永承元年 (1046)	藤原経通 (権帥)		
大乘講	寛治5年 (1091)		別当定快	
示現五時講	応徳元年 (1084)		別当基円	
御神事	康和3年 (1101)	大江匡房 (権帥)		
法華千部会	応保2年 (1162)		法印相実	
日別御供	仁安3年 (1168)		別当安能	

(『天満宮安楽寺草創日記』より作成)

この史料からは、天満宮安楽寺に創始した当時の康保元年(九六四)における残菊宴の様子がうかがえる。傍線部で示したように、当時の都督相公(小野好古)は、一府の群僚を率いて、安楽寺で菊を愛で詩を作る宴をひらいたことが記され、大宰府官人が中心となって安楽寺で行っていた状況を垣間見られる一事例として指摘することができる。

このように、大宰府官人がなぜ天満宮安楽寺に年中行事を創始したのであろうか。つぎに大宰府官人による行事創始の背景を考察したい。

(2) 大宰府官人による安楽寺年中行事創始の背景

天満宮安楽寺は、菅原道真をまつる廟・御墓寺を建立したのを起源とし、道真の子孫である菅原氏の氏人から安楽寺別当が任命された。しかしながら、二代目の別当鎮延になると、天徳三年(九五九)太政官府をもって職を任命されるようになり、この時点で、初めて天満宮安楽寺は官寺的な性格を有したといえる。

また、安楽寺は十世紀に入ってから建立された新興の私的寺院で、発展のためには、朝廷や大宰府との関係を密接にする事がつよく望まれた。

安楽寺が官寺的な性格を有するようになった背景とは、大宰府の保護を得るのに都合がよく、また、中央における天神信仰が高まる時代に相まって、中央貴族達が大宰府官人として赴任するなかで、次々と堂塔を整備・建立し、莊園を寄進するなどして天満宮安楽寺に厚い保護を加えた。

このような流れの中で、次第に菅原氏の氏寺でありながら、実際には大宰府官人の寺院という性格が強くなるようになっていったのだ。

天満宮安楽寺における大宰府官人主導によって創始した年中行事は、大宰府官人の信仰によって創始された事がうかがえる。このことは、権帥・大式たちの意志・判断によって創始されたとも言い換える事ができ、当時の大宰権帥・大式たちのおかれている社会状況なども反映されていたと推測できる。

以上のように、大宰府官人と安楽寺の年中行事創始の背景を理解した上で、改めて宇佐宮における節日行事の初見史料に登場する権帥藤原経通に焦点をあてたい。

(3) 権帥藤原経通の創始による安楽寺の行事

大宰権帥藤原経通が、天満宮安楽寺に行事を創始したことは『天満宮安楽

『寺草創日記』にみることができる。

(中略)

七夕 永承元年七月、正三位行権中納言兼治部卿藤原朝臣経通始之、

(中略)

二季勸学会 永承元年 経通始之、文人廿人、請僧廿人、饗膳之役、

筑後国楽得別符役、給人大輔法橋信快、大鳥居先祖也、

五節供 永承元、経通始之、御供、人供者、五綱所司役、七月七日

御節供、別当調備(中略)

藤原経通が大宰権帥に就任した永承元年(一〇四六)に、三つ(七夕・二季勸学会・五節供)の行事を創始していることがうかがえるが、この翌年の永承二年(一〇四七)に、宇佐宮へ五節供料のため寄進を始めた事を考え合わせると、藤原経通が権帥に就任して、何らかの意図をもって寺社行事の創始を推し進めたと考えられるのではないだろうか。

(4) 大宰権帥藤原経通と宇佐宮節日行事への寄進の背景

藤原経通が大宰権帥に就任する前任の人物は、『公卿補任』によると、

後朱雀天皇

寛徳二年

藤重尹^{六十}

大宰権帥、依府官并九国司等

愁停任之、

とあり、藤原重尹という人物が大宰権帥に就任していたが、寛徳二年(一〇四五)に大宰府官人や、周辺国司らの愁訴により職を止められる。また『公卿補任』によると、

止督、前権中納言従二位藤重尹^{六十} 大宰権帥、二月二十一日依
管国愁、二十六日止権帥、

とあり、府官・国司らの愁訴を機に、寛徳三年(一〇四六)に大宰権帥藤原重尹にかわって、権中納言正二位藤原経通が大宰権帥に任命されたという経緯がうかがえる。

権帥が愁訴によって職を停任される事は、特に藤原重尹に限った事ではない。十世紀後半になると、宇佐宮・安楽寺・国司らの愁訴によって、権帥の地位が停止される例が多くなる傾向にあったのだ。

この時期は、大宰府の変質期にあたり、権帥への各方面からの愁訴が行われやすい状況となっていたことが先学の研究において指摘されている⁸⁾。

十世紀後半より各方面からの大宰権帥への愁訴は、権帥達にとって脅威として感じられていただろう。藤原経通の前任者である藤原重尹に関しては、国司や大宰府官人という内部から愁訴され停任している。

経通が権帥として大宰府に赴任するとしても、大宰府官人や周辺国司、更には天満宮安楽寺や宇佐宮との間に緊張関係があった事が推測できる。

このような状況下で、大宰権帥として国家の職務をいかに円滑に遂行する体制を作るかが、大きな問題であったと考えられる。

そのため、度々、大宰権帥や大式に対し愁訴を起こしていた天満宮安楽寺や宇佐宮に対し、節日行事の創始あるいは節日行事のための荘園寄進など、恒例の年中行事として行うためのシステム作りを推し進めたと考えられるのではないだろうか。その一つの表れが、宇佐宮の節日行事である。

第1章の(2)、(3)で、宇佐宮の節日行事は、神職達の組織化・序列化などの役割を果たす行事であるとともに官的(公的)な行事でもあった事を見出すことができた。

このように、各々の寺社で節日行事を行う事は、神々と神職を通して、大宰府と密接な関係を築いていく為の政策の一環であったと考えられるだろう。

後冷泉天皇
寛徳三年

権中納言正二位藤原経通

六十

二月二十六日兼大宰権帥、

結語

本稿においては、宇佐宮の節日行事の初見史料より、藤原経通という大宰権帥が、永承二年（一〇四七）に節供料として寄進している事から、宇佐宮の節日行事の創始とは確定することはできないものの、成立過程の重要な時期において大宰権帥が関わっていた事を明らかにした。

この経通は、永承元年（一〇四六）には天満宮安楽寺において節日行事を創始しており、これらの行事の創始・確立には、権帥をとりまく社会状況が色濃く反映されていたことを導き出した。

先の『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要 第1号』の拙稿で、

春日社の節日行事が、藤原摂関家・氏長者が康和元年（一〇九九）～長治二年（一一〇五）に創始されたことを導き出したが、宇佐宮、天満宮安楽寺、春日社のどれも平安時代の中期というほぼ同時期に創始・確立しているのだ。これまで考察の対象として取りあげた神社における節日行事の成立には、いずれも当時の社会的な背景が、かなり影響していることを考え合わせると、平安時代の中期以降の社会体制の変動によって、神社をめぐる社会的環境も変化していき、ほぼ同時代に全国的に節日行事が新たに形成し、確立していたという可能性が考えられないだろうか。

この問題に関しては、今後の研究課題としていきたい。

〔別表1 宇佐宮の年中行事〕

神社年中行事 書名	成立年代	奈良時代	宇佐宮年中行事案 平安時代	宇佐宮寺年中行事一具 勤行次第 鎌倉末期	宇佐宮寺神事 仏事次第 鎌倉期	年月中並御神事 室町初期か	宇佐宮齋会式 享徳4年（1455）	○…神職 ●…僧
月・日								
1・1						御炊殿白散朝拝 饗膳	白散、御酒奉備 事	○
1・1				（寅剋）宮寺拝禮	季御神楽	季楽	朝拝・季楽	○
1・1				（辰剋）毎月朔読経發 願	朔読経			
1・1				（巳剋）寺家朔拝				
1・1～					不断法花経転 読			
1・1					御寶前			
1・1～1・4					修正	修正（金堂）	修正	○●
1・2				修正儀式	修正			
1・3							齋会事	○
1・4				（未剋）修正結願	修正結願		大下・修正結願	○●
1・7					若菜		若菜次第	○●
1・8				最勝八講				
1・8			吉祥御願					
1・8～1・14				（戌剋）宮寺吉祥御願	弥勒寺吉祥御願	講堂吉祥御願	講堂吉祥御願	○●
1・8					大式堂修正			
1・13				（未剋）宮寺心経会	心経会	心経会	心経会	○●
1・14				宮寺踏歌節会	踏歌	踏歌	踏歌会	○●
1・晦日				修学院沐浴				
正月	正月御修正	正月御修正						
正月	踏歌	踏歌						
2・1			修正二月会					
2・1～2・7				講堂二月会	二月会	講堂二月会		
2・8				四王堂修正				
2・13～2・16				春季八講發願	御宝前御国忌			
2・15			御国関会	大菩薩御国関				
2・16			一切経会					
2・初卯日				当宮御神楽	春御祭		春大祭式	○●
2・卯					神楽		卯日大祭次第	
2・午						尻祭	大尾社祭事	
2・申							小山田祭事	
2・中卯						鹽屋神也	鹽屋神祭事	○
3・1				一切経会	御宝前一切経 会	一切経会	一切経会	○●
3・2				石塔会	石塔会	石塔会	石塔会式	○●
3・2							桜会勤行式（萬 燈会）	○●
3・3					御節供	御節供	御節供	○
3・3				（申剋）宮寺萬燈会（桜 会）	萬燈会	萬燈会		
3・3				（子剋）講堂、傳戒・ 乞戒・懺法				
4・1				大菩薩御更衣	御更衣	御更衣	更衣	○
4・1				夏季楽	季楽	季楽		
4・8				寺家灌佛会	灌佛	灌佛会	灌佛会	○●
4・13～4・16				夏季八講發願				
4・14					恒例大仁王会	大仁王会		
4・15				宮寺安居發願、一夏不 断供花		安居師事	安居發願	○●
4・中辰							神馬血指事	
4・16					夏法花八講			
4・16					安居始			
4・16					御八講			
4・17			卅講發願	大多羅知姫御国関三十 講發願（4/17～4/21）	御八講結願			
4・17					三十講發願	御寶前三十講		
5・1				野馳競馬十番	大菩薩御馬參 宮、競馬		神馬將參事・野 走（足久良陪）	●

神社年中行事 書名		宇佐宮年中行事 事案	宇佐宮寺年中行事一具 勤行次第	宇佐宮寺神事 仏事次第	年月中並御神事	宇佐宮齋会式	○…神職 ●…僧
成立年代 月・日	奈良時代	平安時代	鎌倉末期	鎌倉期	室町初期か	享徳4年（1455）	
5・3			内乗競馬十番	馬場庁神官列 参	鞭久良陪	鞭久良陪	○
5・5			宮御炊殿節供		御節供神坏	（辰剋）奉備御 酒肴・奏祝・神 杯	○
5・5						置移於神馬	
5・5		五月会	五月会（午剋）	馬場頓宮成御 行		神輿渡御・乗尻・ 競馬 神輿還御	○●
5・25～5・29				御宝前最勝御 八講	御寶前最勝八講		
6・5				八子祭			
6・18		宮連花会	宮蓮華会	連花会	連花会		
6・28			寺蓮華会				
6・晦日			御祓会	御祓会	江海御祓事	御祓会事	○●
6・				御田植	御田植事	御田植（中旬日）	○
7・1			宮季楽	季楽	季楽	季楽	○
7・7			宮御炊殿節供	御節供（虫振 神事）	虫振事	虫振事	○
7・14			寺自恣布薩				
7・15	安居結願	安居結願	宮安居結願	安居結願	安居結願	安居結願	○●
7・15					孟蘭盆		
7・16			安居僧供頭				
8・1～8・15			放生会	放生会	放生会	放生会	○●
8・15	御放生会	御放生会					
8・上旬初己 亥				大嘗会	大嘗会	大嘗会	○
9・1		秋御八講					
9・9			御炊殿節供	御節供	御節供事	御節供事	○
9・9				金剛般若經百 卷摺為供養			
9・13～9・15			寺喜多院、常行堂引聲 発願				
9・27～9・30				御宝前秋法花 御八講			
9・28～10・1			秋季八講				
					法華御八講事		
10・1			大菩薩御更衣	御更衣	御更衣事	御更衣事	○
10・1			季楽	季楽	季楽	季楽	○
						秋御八講	●○
10・13～10・ 16			弥勒会八講発願				
10・15				弥勒会			
11・初卯			冬御神楽	冬御祭		冬大祭	●○
11・辰					朝神楽事		
11・午					尻祭事		
11・中卯				鹽屋神祭	鹽屋神祭事		
11・24			寺大師供、論議講有之				
12・12～12・ 16			冬季八講発願	六節講		弥勒会発願	○●
12・14		御誕生会	大菩薩御誕生会、論議 講有之	御誕生三十講	御宝前三十講 （御誕生会）		
12・14			童堅義		重堅義		
12・19～12・ 21			寺佛名会発願				
12・21		御宝前長法花 不断經					
12・23			宮佛名会	佛名	佛名	御佛名事	○●
12・23			八子祭				
12・27～12・ 29				理趣分			
12・晦日			御炊殿節供	夜御供	御□御供□進事	御供供奉備以下 事	○
12・晦日			河祓				
12・晦日			豊前国貢進白散				

- (1) 拙稿「神社年中行事における基礎的考察」『國學院大學大学院紀要—文学研究科—第三十八輯』(國學院大學大学院二〇〇七、三月)
- (2) 拙稿「中世春日社年中行事の成立過程と藤原撰閑家—節日行事を中心に—」『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要 第1号』(國學院大學伝統文化リサーチセンター、二〇〇九、三月)
- (3) 別表1参照
- (4) 中世の賀茂別雷神社における神社年中行事書から節日行事の次第をみると、宇佐宮同様に、神職が総結集して、神事を執り行い、饗膳を行っている。また、賀茂別雷神社の恒例年中行事を分析すると、節日行事は神職の序列化・秩序維持のための機能を果たしていた事を導き出した。拙稿「神社年中行事における基礎的考察」『國學院大學大学院紀要—文学研究科—第三十八輯』(國學院大學大学院二〇〇七、三月)
- (5) この白散供進の行事は、朝廷においても元日に、典藥寮より白散・屠蘇・土嶂散を天皇に供する「御藥供」という行事が行われている。
典藥寮とは、令制官司の一つで省内省に属し、医学薬園のことを掌り、天皇の脈を診察し薬を奉る職掌をもつ。このような役割をもつ典藥寮と神社との関係がうかがえる史料を以下にあげる。
仁安二年(一一六七)十二月十付の典藥寮解(『平安遺文』三四四一号)には次のように記される。

年首屠蘇白散者、為恒例事始自神代、供賀茂□松尾并諸社自十一月朔日始之、是奉祝公家遐齡之術、□令保人民壽年之計也、件用途被載式條、而近代□

国不濟草藥、諸司不勤雜事、雖然偏以寮領之藥、不□□(怠供力)御之勤、且以私筋力、所抽陰德之忠也、望請 天恩、任先例被免除件役等者、日々供御并白散之勤、何致懈怠哉、勒在状、以解、

この史料からは、諸国進年料雜藥の未済のため、屠蘇や白散供御の用途不足が生じているという状況のなかではあったが、賀茂社・松尾社をはじめとする諸社に、典藥寮から白散・屠蘇が供されていたことがうかがえる。

宇佐宮における公家や豊前国国衙による白散の貢進も、典藥寮解にみられる「諸社」の対象社と何らかの関連性が有ると考えられる。

(6) 『最鎮記文』官符

太政官符山城国司

應准大宰府安樂寺例以氏人令領知北野寺事

右、得正四位下行式部權大輔文章博士菅原朝臣文時等去六月十日奏狀稱、

謹案事情、安樂寺味酒安行去延喜年中始所建立也、安行死去之後、始自天德三年、

以氏人解言上於官、補任寺司、年序漸久 (中略)

貞元元年十一月七日

この他にも『東大寺文書』「安樂寺別当次第」の中に「鎮延 元德三始申成官符」とある。

(7) 川添昭二著「第一章 古代・中世の大宰府とその文化」『九州の中世世界』(一九九四、海鳥社) 引用

(8) 有川宜博「十一世紀初頭の宇佐宮と大宰府—宇佐宮長保事件管見」『九州史学』六十九号 昭和五十五年